

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 行田東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
八番四地先まで	東松山市神明町一丁目五四一 七番二地先から	区 間
一五・三一〇二九・九四	八・一七〇二三・五八	敷地の幅員 (メートル)
	一三九・九九	延長 (メートル)
	駅みち街路整備工事	備 考